

薪ストーブ・薪風呂・薪ボイラー設置に対しての補助金制度があります!

佐川町では、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、生活環境にやさしい町づくりを推進することを目的に、住宅や事業所等に薪ストーブ・薪風呂又は薪ボイラー（以降「薪ストーブ等」という）を新たに設置される方に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。

【補助対象事業】

～薪を主燃料とする未使用の薪ストーブ・薪ボイラー・薪風呂等を新たに設置する場合～

【補助対象要件】

- ◆町内に住所がある方が、町内の住宅又は事業所に設置する場合
- ◆町外に住所がある方が、町内の住宅又は事業所に設置し、実績報告までに町内へ転入できる場合
- ◆町内に住所のある方が、町内の園芸用ハウスに設置する場合

【補助対象経費】

薪ストーブ等を購入し、設置する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用も含む）

【補助額】

補助対象経費のうち1/2以内の額を補助

（※1：最大50万円 ※2：1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）

ただし、1戸の建物（園芸用ハウスについては1棟）につき1回を限度とする。

【申請方法】

- ◆申請書類（産業振興課で配布、又は佐川町ホームページからダウンロード）を産業振興課へ提出
- ◆申請受付期間 4月1日（月）から5月13日（月）まで
- ◆窓口受付時間 8時30分から17時15分まで ※土・日・祝を除く

※ 受付期間中に予算を超える申請があった場合は、受付期間後に、抽選を実施します。

問 産業振興課 林業振興係 電話 22-7724

♪子育て情報のご紹介♪

子育て情報サイト「さくらさいたねっと」

●佐川町の乳幼児健診や予防接種等サービス、栄養士さんのレシピなど子育て情報が満載！お気軽にご利用ください。



【さくらさいたねっと】



子育て支援センター「なかよしひろば」

子育て支援センター「なかよしひろば」の情報はこちらのQRコードからどうぞ。たくさんの参加をお待ちしています。



「さくらさいたねっと」の子育て支援センターのページにアクセスできます。



問 健康福祉課 子どもサポート係
電話 0889-22-7705

問 健康福祉課 子育て支援センター
電話 080-2997-6959

(4) 特定都市河川制度について

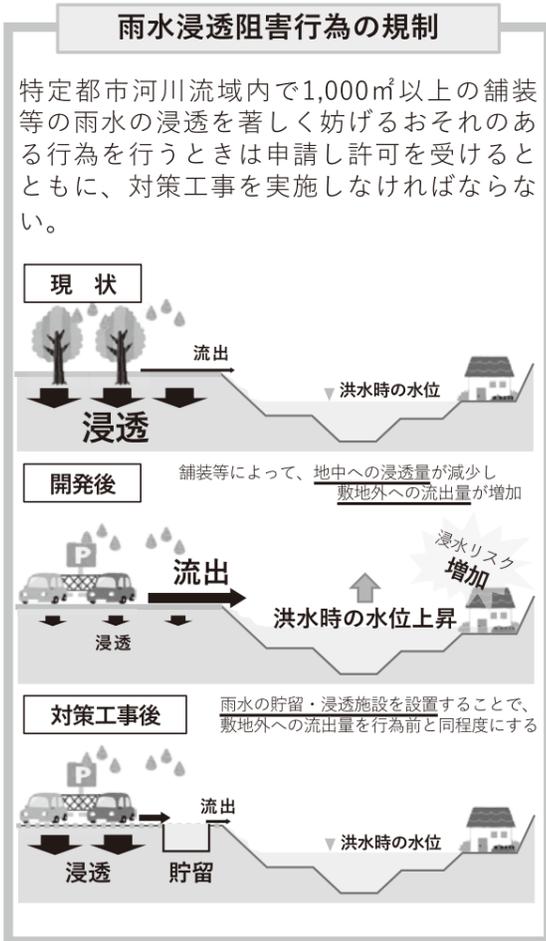
著しい浸水被害が発生する恐れのある河川流域において、開発規制等により「水害に強いまちづくり」を推進する制度。本来は都市部での制度であったが、全国の河川で頻発する水害に備えるため、法律改正により対象範囲が全国に拡大され、日下川流域においても導入を目指す。

主な取組み内容

- ①流域水害対策協議会の設置 ⇒ 流域住民や幅広い関係者が参加して話し合う場
- ②流域水害対策計画の策定 ⇒ 将来の水害を減らすための計画づくり
- ③雨水浸透阻害行為の規制 ⇒ 雨が地中に染み込まなくなる大規模な開発を規制

(5) 規制内容と効果について

日下川流域（佐川町では加茂地区）において、面積 1,000 m² を超える開発に対して新たな規制が設けられる。許可制度により一定の追加対策工事を求め、河川水位上昇への影響を抑える。



(6) これまでの経過と今後の予定



▼佐川町ホームページ詳細はコチラから



問 建設課 技術監理係 電話 22-7712

日下川の水害を減らす新しい取組みについて ～佐川町・日高村が一体となった「流域治水」の推進～

令和6年度から「特定都市河川制度」を導入し、新たな開発規制等が始まります

お隣のまち・日高村は、佐川町加茂地区を流れる日下川の下流域に位置していますが、過去から大きな水害に何度も見舞われ、そのたびに新たな治水対策を進めてきました。昨年には新しく3本目となる新日下川放水路が完成し、現在は既に稼働していますが、それでも平成26年8月台風12号以上の大雨が降ると、床上浸水は防げても床下浸水は発生することが想定されています。

そこで、日下川上流域である佐川町（加茂地区）と下流域の日高村が一体となった「流域治水」を推進し、将来にわたって安全・安心に暮らせる日下川流域を目指していきます。今回は、その取組みの目的と概要を紹介しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

「流域治水」とは

流域に関わるあらゆる関係者（住民、事業者、利水関係者、専門家、行政等）が協働してハード（構造物）・ソフト（訓練や啓発等）両面からの水害対策を行う考え方

(1) 日高村の水害の歴史

昭和50年8月、平成26年8月台風の豪雨により日下川が氾濫し、大きな被害を受けた。

昭和50年8月
台風5号災害

床上浸水：659戸
死者行方不明者
：25名



平成26年8月
台風12号災害

床上浸水：109戸
死者行方不明者
：なし



(2) 日高村で進めている治水対策

念願の日下川から仁淀川に抜ける新日下川放水路が完成。これからはソフト対策にも注力する。

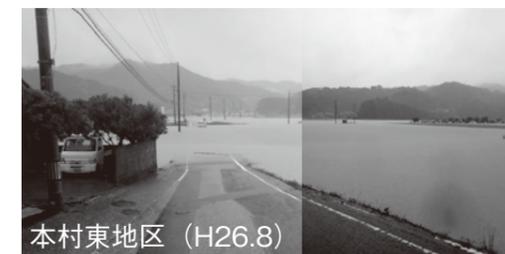
- ① 国による新日下川放水路の建設
- ② 県による日下川・戸梶川の改修
- ③ 村による浸水対策・治水条例の制定



床上浸水をゼロに
住みよいまち
日高村へ！

(3) 佐川町の方向性と流域治水の推進

昭和50年、平成26年の水害を踏まえて、日高村と共に住み続けられる日下川流域を目指す。



⇒ H26 床上浸水・人的被害なし

将来目標

- ①両町村が一体となった「流域治水」を推進する
- ②過去の水害から学び、水害のリスクを踏まえたまちづくりを進める
- ③将来にわたって安全・安心に暮らせる日下川（長竹川）流域を目指す

身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免について

障害者手帳等の交付を受けている方、又はそのご家族の方で一定の要件を満たす場合には申請により軽自動車税が減免されます。（※申請は毎年必要です。）

減免となるのは、障害のある人1人につき1台です。自動車税（普通車等県税）の減免を受ける方は、対象となりません。

◇減免の対象となる方の障害の範囲

手帳及び障害の区分		障害の級別											
		本人運転						生計を一にする家族または常時介護者が運転					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視覚障害	○	○	○	○			○	○	○	○		
	聴覚障害		○	○					○	○			
	平衡機能障害			○						○			
	音声機能障害（喉頭摘出のみ）			○									
	上肢不自由	○	○	○				○	2級の1・2				
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	3級の1			
	体幹不自由	○	○	○		○		○	○	○			
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○	○			○	両上肢				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	両下肢			
	心臓機能障害	○		○	○			○		○	○		
	腎臓機能障害	○		○	○			○		○	○		
	呼吸器機能障害	○		○	○			○		○	○		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○				○		○			
	小腸の機能障害	○		○				○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○				○	○	○				
肝臓機能障害	○	○	○				○	○	○				
療育手帳								判定が「A」					
精神障害者保健福祉手帳								障害の等級が「1級」					
戦傷病者手帳		役場住民課へお問い合わせ下さい。											

◇減免の対象となる軽自動車の条件

区分	所有者	運転者	使用目的
身体障害者	18歳以上	本人	特に問わない
	18歳以下	本人又は生計を一にする方	
知的障害者「A1」「A2」	本人又は生計を一にする方	本人又は生計を一にする方	障害者の通学、通院、通所の為に月4回以上使用 (使用目的の確認資料を提出していただく場合があります。) ただし、18歳未満の本人が運転者の場合は、使用目的を特に問わない。
精神障害者1級 (精神通院医療の給付を受けている方)	本人又は生計を一にする方	生計を一にする方 ※1	
身体障害者及び知的障害者、精神障害者のみで構成される世帯	本人	障害者を常時介護する方	

※1 知的障害者及び精神障害者本人が運転する軽自動車は減免の対象から外れます。

◇その他の軽自動車税（種別割）の減免（構造による減免）

車両の構造が専ら身体障害者等の利用に供するために改造された軽自動車。（車検証に“障害者輸送用”などの記載があること。）

◇申請期間

令和6年4月1日から令和6年5月31日（軽自動車税（種別割）の納期限）まで

◇申請に必要な書類等

- ①障害者手帳等 ②運転免許証 ③車検証 ④納税通知書（通知書が届いてから申請に来る方）
⑤個人番号カード又は個人番号通知カード 問 住民課 資産税担当 電話 22-7704

令和6年度固定資産税土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

固定資産税の課税の基礎となる固定資産の価格等を確認していただくために、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧は、土地または家屋を所有する方に同地区内の土地または家屋の価格などを記載した「縦覧帳簿」をご覧いただき、ご自分の土地または家屋の価格とほかの土地または家屋の価格を比較することを通じて価格の適正さを判断していただくための制度です。

縦覧で比較できる内容は、土地については「登記地目、課税地目、登記地積、課税地積、評価額、状況類似地区」、家屋については「構造（材料）、種類（用途）、床面積、評価額、建築年」となります。縦覧には土地または家屋の所有者であることを確認させていただくため、本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）、または役場からお送りする納税通知書をお持ちください（代理人の場合は委任状が必要です）。

■期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで（土・日曜日及び祝日を除く）

■時間

午前8時30分から午後5時15分まで

■場所

佐川町役場 住民課窓口

なお、令和6年度から土地及び家屋価格等縦覧帳簿は電子化されました。これにより、住民課窓口を設置した端末で電子データを縦覧していただくこととなります。また、土地所有のみの方は家屋価格等縦覧帳簿、家屋所有のみの方は土地価格等縦覧帳簿を見ることはできません。

また、土地及び家屋価格等縦覧帳簿に記載のある土地及び家屋のうち、所有されていない土地及び家屋の評価内容の詳細については、地方税法に定められている守秘義務により、ご説明することはできません。

問 住民課 資産税担当 電話 22-7704

人権相談

不当な差別や虐待、インターネット上の誹謗中傷など人権に関わる問題について、一人で悩みを抱えていませんか？

人権擁護委員がさまざまな人権問題に関する相談を無料でお受けしますので、お気軽にご相談ください。

◆相談日 4月18日（木）

◆会場 役場東庁舎2階相談室

※偶数月第3木曜日に開設します。

◆相談時間 13時～15時

問 住民課 人権担当 電話 22-7707

広告

小児科・内科・整形外科

細木病院グループ

詳しくはホームページへ↓

社会医療法人 仁生会 日高クリニック



日高クリニック 院長
松本 和博（小児科・内科）
日本小児科学会小児科専門医



診療科目	受付	月	火	水	木	金	土	日
小児科・内科	午前	○	○	休診日	○	○	○	休診日
	午後							
整形外科 (隔週土曜)	午前	--	--	日	--	--	○	休診日
	午後						休診日	

診療時間：午前9時～12時30分
午後2時～17時30分
(休診日：日曜・水曜・祝祭日・年末年始)

健診・各種検査
予防接種など
ご相談下さい！

地域の皆様に安心していただける小児科・内科医療を提供します。なんでもお気軽にご相談ください！

外来受付 ☎ 0889-24-7785

日高村 日下小学校東どなり 日高村本郷滝ノ前7

奨学金の返還を支援します

佐川町では、奨学金を利用して進学した方が地元に戻ってきやすい環境を整えるため、また、UターンやIターンなど若者層の佐川町への定住、就業を促進するため、奨学金返還支援を行っています。助成金を申請できる主な要件等は次のとおりです。

- 1 対象奨学金 ①日本学生支援機構の奨学金（第1種及び第2種）
②佐川町奨学金
- 2 助成金額 年額 24 万円（上限）
- 3 助成期間 96 箇月（上限）
- 4 要件
 - ① 奨学金の貸与を受けて返還を行っており、その返還に滞納がない者、又は、助成金の申請をする年度内に返還を開始する者
 - ② 佐川町内に定住しており、申請年度より 10 年間以上定住する意思のある者
 - ③ 助成金の交付を申請する初年度の末日時点における年齢が 40 歳未満である者
 - ④ 就業している者
 - ⑤ 町税等の滞納がない者
 - ⑥ 他の奨学金返還支援制度を利用していない者
 - ⑦ 公務員（会計年度任用職員は除く）でない者

☎ 佐川町教育委員会学校教育係 電話 22-1110

※詳細は佐川町ホームページ又は上記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

学校給食無償措置に伴い補助金を交付します

①佐川町学校給食費無償措置に伴い、佐川町内在住で、佐川町以外の小中学校等に就学する児童生徒を対象として補助金を交付いたします。

【対象】

- 佐川町外の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、佐川町に住所を有している方。
- 特別支援学校の小学部および中学部に在籍する児童生徒の保護者で、佐川町に住所を有している方。

②食物アレルギー対応のため、学校給食の代替として弁当を持参している児童生徒の保護者に対して補助金を交付いたします。

【対象】

- 食物アレルギー等で医師から食事療法が指示されたことにより、学校給食を喫食できず、「完全弁当」を持参している児童・生徒の保護者の方。

交付を受けるには毎年申請が必要です。

申請に必要な書類など詳しいことは、下記までご連絡ください。

☎ 佐川町教育委員会 学校教育係 電話 22-1110

後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率が決まりました

●被保険者均等割額 56,000 円 ●所得割率 10.78% ●年間保険料の上限 80 万円

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。将来に渡って安定した制度運営を行っていくために、**令和6・7年度の保険料率については、令和4・5年度の保険料率（被保険者均等割額 55,500 円・所得割率 10.50%・年間保険料の上限 66 万円）から引き上げる事となりました。**保険料の引き上げ幅については、基金を活用して抑制しています。

令和6年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

★令和6年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの 年間保険料 (100円未満切り捨て)	[被保険者均等割額] 56,000 円	[所得割額] 賦課基準額×10.78%
---------------------------------	------------------------	------------------------

○賦課基準額とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額です。

○保険料の激変緩和措置により令和6年度の1人あたりの年間保険料の上限は73万円です。（※100円未満切り捨て）ただし、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、後期高齢者医療制度の被保険者となられた方の年間保険料の上限は80万円です。

◆令和6年度は激変緩和措置があります

①所得割率の激変緩和措置

総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の方が対象

所得割率	改正前（令和5年度）	改正後（令和6年度）	改正後（令和7年度）
	10.50%	10.01%	10.78%

②年間保険料の上限の激変緩和措置

令和6年3月31日以前に75歳になられた方及び障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となられた方が対象

年間保険料 上限額	改正前（令和5年度）	改正後（令和6年度）	改正後（令和7年度）
	66万円	73万円	80万円

◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

被保険者均等割額は、同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が、下記を満たす場合に軽減される仕組みとなっています。5割・2割軽減対象者の基準が広がりました。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額（※）	
		改正前（令和5年度）	改正後（令和6年度以降）
7割	16,800 円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)以下	変更無し
5割	28,000 円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)+ (29万円×被保険者数) 以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)+ (29.5万円×被保険者数) 以下
2割	44,800 円	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)+ (53.5万円×被保険者数) 以下	43万円+10万円×(給与・年金所得者数※-1)+ (54.5万円×被保険者数) 以下
軽減無し	56,000 円	上記以外の方	変更無し

※総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。

給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超える又は公的年金等収入が125万円（65歳未満の方は60万円）を超える世帯主及び被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

●65歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

☎ 住民課 後期高齢者医療担当 電話 22-7706

《 佐川町文化推進協議会 サークル紹介 No10 》

佐川町文化推進協議会は、佐川町内で活動する文化サークルで構成された協議会です。サークル数は全部で25サークル。興味のある方、見学または入会希望の方は、お気軽に佐川町教育委員会までご連絡ください。

さくら・シニア合唱団 (NPO 法人佐川町さくらスポーツクラブ)

- 活動内容 … 児童・親子・シニアの方々が参加する三世代交流の合唱団です。子どもたちに伝え残したい「童謡」を中心に歌っています。
- 活動場所 / 日時 … 佐川町総合文化センター 大研修室
第2・3・4の火曜日（月3回）19:00～20:00
- 会費・月謝 … 《佐川町さくらスポーツクラブ年会費》
大人6,000円、小中高生3,000円
《活動参加費》
1回 大人350円、小中高生250円
- 代表者より … 子ども、親子、シニアのどなたでも参加できます。楽しく一緒に「童謡」を歌いましょう。イベントやコンサートの参加発表を年間4～5回程予定しています。ご参加を心より歓迎いたします。体験参加も大歓迎です。



☎ 佐川町文化推進協議会事務局 佐川町教育委員会 社会教育係内 電話 22-1110

広告

住まいのこと、暮らしのこと

こんなお悩みありませんか？

- トイレをもっと快適に直したい。
- 重い引戸を楽に開け閉めできるようにしたい。
- 障子、襖の張替え
- さし掛け屋根ポリカ波板貼替え
- 階段、廊下への手すりの取付



代表者 西森太一

網戸1枚からトイレ、お風呂まで
尾川工務店は住まいの110番
困ったときは、私に何でも相談
してください！

見積り・相談無料 今すぐお電話を！

☎ 0889-20-9322

尾川工務店(株) 佐川町甲1104-9

広告

循環器内科・外科・整形外科

高血圧、不整脈などはもちろん、生活習慣病など幅広く診察します

田村カルディオクリニック (旧田村外科)いの町波川 R33 沿い



循環器専門医

☎088-893-5712 水曜午後外科休診 金曜午後循環器内科休診

田村親史郎 茅ヶ崎徳洲会病院 聖路加国際病院ハートセンター 高知大学医学部附属病院等で研鑽を積み実家医院に戻りました。病気を抱えながらも、安心して健やかな日々を過ごせるようお手伝い致します。

マイナンバーカード休日窓口を開設します！

平日に役場へお越しただけでない方のために、マイナンバーカード休日交付窓口を開設します！カードの申請、受け取りができる窓口です。混雑緩和のため完全予約制とさせていただきます。事前に住民課までご予約ください。※予約がない場合は休日交付窓口を開設しません。

●予約電話受付時間 平日8時30分～12時、13時～17時15分

●休日窓口開設日時 令和6年4月13日(土)・5月26日(日)
全て午前中のみ(9時～12時まで)

※平日の時間外(17時15分以降)も受け取れます。予約の際にご相談ください。

☎ 住民課 マイナンバーカード交付担当 電話 22-7707

国保からのお知らせ

健康保険が変わる方は必ず届出が必要です！

4月は、就職や退職などによる健康保険資格の異動が多い時期です。職場の健康保険の保険証を返還して他の健康保険に加入していない方や、国民健康保険から他の健康保険に加入したときは14日以内に異動の手続きを行ってください。

■国保加入の手続きが遅れると…

国保税は被保険者になった日(会社などを退職した次の日)まで遡って納めることになります。この場合、一度に納めていただく国保税の金額が高額になる場合があります。

■国保脱退の手続きが遅れると…

- ・他の健康保険に加入しているにもかかわらず国保税が課税されたままとり、二重に健康保険税(料)を納めている状態になります。(過納があった場合、国保脱退手続きをすると還付されます。)
- ・国保の保険証を返還せずに、うっかり国保の保険証で医療機関を受診してしまうと、国保負担分を返還していただくことになります。

☎ 住民課 保険年金担当 電話 22-7706

住宅用太陽光発電設備等の導入補助について

佐川町では、再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅への太陽光発電設備・蓄電池設備を設置される方に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けます。

- 【補助対象者】 佐川町に対象設備を設置する個人
- 【対象設備】 太陽光発電設備・蓄電池設備等(V2H設備を含む)
※太陽光発電設備の購入のみは対象外
- 【補助額】 太陽光発電設備 上限20万円
蓄電池設備等 上限40万円

※受付開始は5月上旬を予定しています。

☎ まちづくり推進課 企画政策係 電話 22-7740